

平成 30 年度第 3 回東京都工事等成績評定苦情審査委員会議事概要

1 開催日 平成 31 年 3 月 29 日(金)

2 場所 東京都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 D

3 出席委員

委員長	一色 奈保	花園法律事務所 代表弁護士
委員	遠藤 和義	工学院大学 副学長
	西村 好文	一般財団法人 建設業振興基金理事
	深澤 淳志	一般財団法人 日本建設情報総合センター理事長

4 議案

(1) 苦情申立て議案等

- ・東京都第二市街地整備事務所発注の道路等の補修工事に関する苦情申立て
- ・苦情申立者 東京都建設工事等競争入札参加資格者（受注者）
- ・苦情申立先 東京都第二市街地整備事務所長（契約担当者等）

(2) 経過

平成 30 年	5 月 31 日	工事完了
	11 月 13 日	受注者より苦情申立書を受理
	12 月 21 日	都市整備局工事等成績評定苦情審査委員会開催
平成 31 年	1 月 21 日	受注者より再苦情申立書を受理
	3 月 29 日	平成 30 年度第 3 回東京都工事等成績評定苦情審査委員会開催

(3) 苦情申立内容

- ・工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）のうち配置技術者の評価
- ・工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）のうち出来ばえの評価
- ・工事成績評定項目別評定表のうち総評定点の評価

5 審査及び意見の取りまとめ

(1) 全体意見

今回、苦情申立者が行った第二市街地整備事務所の工事成績評定結果に対する再苦情申立について、東京都工事等成績評定苦情審査委員会において、再苦情申立書、申立書に付帯する証拠、契約担当者等の見解書、陳述された意見及び契約担当者等への質疑に対する応答を総合的に審理した結果、申立て内容について苦情申立者の主張を認めるに足りる心証は得られなかった。

よって、本件申立ては、正当な理由があるものとは認められないと判断する。

なお、苦情申立者に対しては意見陳述の機会を設けたところ欠席されたため、意見の陳述や質疑応答は実施されていない。

(2) 付帯意見

発注者は、東京都土木工事標準仕様書等による事項を満足しない工事箇所を設計変更で出来高から除外しており、「出来ばえ」の評価の対象外としている。一方で、設計変更に至る経緯における苦情申立者の不備等に対して改善指示書等を交付していなかった。

工事受注者の適正な選定や指導育成に資するという工事成績評定の目的を実現するためには、設計変更で一部の工事箇所を除外せざるを得なかった経緯も含め、評定に反映する必要があった。

より適正な評定を実現するためにも、発注者は、施工期間中の指示書や改善指示書の交付など施工期間中の手続きを適宜適切に行うべきである。

(3) 東京都財務局長への意見の具申

公共工事の品質を確保していくためには、監督員が適切に工事監督を行うとともに、工事受注者の適正な選定や指導育成に資するという工事成績評定の目的を踏まえ、厳正かつ適切に評定を実施することが重要である。

このような視点から今回の事案をみると、とりわけ、受注者側の事情により設計変更で工事範囲の一部を除外せざるを得なかった経緯について評定に反映されていないことが懸念された。

施工期間中の発注者の対応が、厳正かつ適切な工事成績評定につながることに留意し、工事成績評定の運用がより適切に行われるよう取り組まれない。

以 上